

令和3・4年度度香川県広域水道企業団建設工事入札参加資格審査申請チェックリスト

国土交通大臣許可は00、香川県知事許可は37、その他の県知事許可は経営規模等評価結果通知書の△△知事許可〇〇-□□□□□□号の〇〇を記入

許可番号

大臣知事

コード

37

国土交通大臣知事

許可第

001234号

許可年月日

平成

01年

06月

09日

令和

01年

06月

09日

商号・名称

(株) 鈴木組

申請区分

電子申請

書面申請

申請要領「12 提出書類について」の提出区分A～Jに該当する項目に○をしてください。

項番	提出書類 (凡例) ○…提出書類 △…電子申請の場合は省略可 ▲…該当がある場合に提出	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	代替書類及び確認用コピーチェック欄	
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人		
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	該当する選択提出区分A～Jについて、事前にチェックを行ってください。										✓
③	申請営業所調書												
④	申請業種等調書	○										✓	
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類 令和2年10月1日以降発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
⑥	建設業許可申請書別紙二(2)								○	○			
⑦	委任状								△	△			
⑧	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
⑨	納税証明書(国税) 令和2年10月1日以降発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
⑩	納税証明書(県税) 令和2年10月1日以降発行	○	○	○	○				○			✓	
⑪	個人住民税の滞納がない旨の証明書 令和2年10月1日以降発行		○		○								
⑫	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
⑬	営業所写真 令和2年10月1日以降のもの	○	○	○	○				○			✓	
⑭	技術評価点数算定基礎申告書①(企業団用)【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】	○	○	○	○							✓	
⑮	技術評価点数算定基礎申告書②(企業団用)【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】及び資格者証	○	○	○	○							✓	
⑯	技術評価点数項目等調書(県外業者用)(企業団用)					○	○	○	○	○	○		
⑰	エコアクション21登録証					▲	▲	▲	▲	▲	▲		
⑱	舗装施工管理技術者確認書類					▲	▲	▲	▲	▲	▲		
⑲	専任技術者証明書(様式第8号)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	✓	
⑳	返信用封筒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	

・申請業種の平均完工高要件を確認しましたか。

いずれかに○をしてください。

未確認(いいえ)の場合は受付出来ません。

はい・いいえ

行政庁記入欄

受付日付印

この欄は記入しないでください。

申請区分
<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 追加

建設工事入札参加資格審査申請書(書面申請用)

※行政庁記入欄(申請者は記入不可)

受付番号

令和 年 月 日

令和3・4年度において、香川県広域水道企業団で行われる。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実

法人の種類は次の略号で記入すること。(個人企業は略号記入無)

(株):株式会社 (有):有限会社 (資):合資会社 (名):合名会社 (合):合同会社
(同):協同組合 (業):協業組合 (企):企業組合 (一財):一般財団法人
(公財):公益財団法人 (一社):一般社団法人 (公社):公益社団法人

資格審査申請先の長

香川県広域水道企業団企業長

印

申請者

必ず片面コピー!

商号・名称カナ

スズキグマ

※法人の場合、(株)、(有)等、法人の種類別にフリガナを記入する

濁点のあるカナは1文字で記入。以下同じ

商号・名称

(株)鈴木組

※法人の場合、(株)〇〇組等と記入し、この場合括弧は1文字分として扱ってください。

法人・個人

1 法人 2 個人

※法人の場合は1を、個人の場合は2を記入してください。以下同じ要領

代表者役職

代表取締役

代表者役職は次の略号で記入すること。

代表取締役、取締役、無限責任社員、代表社員、代表理事、理事長、管財人、代表執行役、代表者 ※個人の場合は代表者と記入すること。

代表者氏名

鈴木 太郎

印

※姓と名を1文字分空けてください。

郵便番号

760-8514

所在地

香川県高松市番町1-8-15

※都道府県名から記入してください。県内企業も香川県から記入し、「丁目」「番」「号」については- (ハイフン) を使用してください。また「大字」「字」の表記は省略し、ビル名も記入する必要はありません。例 香川県高松市番町1-8-15 以下同じ要領

TEL

087-826-6114

※例:087-826-1111

許可番号

1 (1 香川県 知事 2 国土交通大臣) 第 001234 号

※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

許可年月日

平成 年 月 日

※業種追加、般・特両方保有の場合等により、許可年月日が異なる場合は最も古いものを記入

※1桁の場合、06、09等と記入してください。例:平成30年6月9日→平成30年06月09日 年月日の記入については以下同じ要領

担当者

※この申請内容の全てを説明できる者として。なお、連絡先部課名は所属営業所名から記入してください。例:本社総務部総務第2課、大阪支店営業部建設課

連絡先部課名

本社総務部建設第2課

連絡先担当者名

香川 建

部課がない業者は、法人の場合は本社又は本店と記入し、個人の場合は本店と記入してください。

姓と名を1文字分空けてください。

連絡先TEL

087-832-5507

※例:087-826-1111

行政書士

※行政書士が代行する場合に必要。行政書士が記入してください。

行政書士名

高松 次郎

職印

所在地

香川県高松市林町2217-15

TEL

087-868-9905

※例:087-826-1111

申請営業所調書(書面申請用)

※行政庁記入欄(申請者は記入不可)

受付番号

県外業者で、契約締結等の権限を委任する営業所がある場合のみ出してください。

営業所

営業所(1)

1

郵便番号

7 6 0 - 8 5 1 4

TEL 0 8 7 - 8 2 6 - 6 1 1 4

※例:087-826-1111

所在地

香川県高松市番町1-8-15

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

※商号・名称カナを記入した後、1文字空けて、支店・営業所カナを記入してください。例:スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

支店・営業所

(株)鈴木組 高松営業所

※商号・名称を記入した後、1文字空けて、支店・営業所を記入してください。例:(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

営業所長

受任者氏名

香川 三郎

※姓と名を1文字分空けてください。以下同じ要領

受任者役職は「営業所長」、「支店長」等できるだけ簡潔に記入してください。

営業所(2)

2

郵便番号

※例:087-826-1111

所在地

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

※商号・名称カナを記入した後、1文字空けて、支店・営業所カナを記入してください。例:スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

支店・営業所

※商号・名称を記入した後、1文字空けて、支店・営業所を記入してください。例:(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合には、本様式に、委任する営業所の情報を記入したうえ、申請業種等調書を作成してください。営業所に上記権限を委任しない場合、本様式を作成する必要はありませんので、入札参加資格審査申請書を作成後、申請業種等調書を作成してください。

必ず片面コピー!

[香川県広域水道企業団に対して申請する県外業者の方へ]

①香川県広域水道企業団の場合、上記権限を委任できる営業所(支店)の数は2つまでとします。

(上限の例1)
 本社は直接契約を行わず、土木一式については大阪支店に、建築一式については広島支店に権限を委任する場合、この場合、本様式には大阪支店と広島支店を記入します。

②ただし、当社が一部の申請業種についてのみ営業所に権限を委任する場合は、委任できる営業所数は1つとします。

(上限の例2)
 土木一式については当社が直接契約を行い、建築一式については名古屋支店に権限を委任する場合

申請業種等調書（書面申請用）

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

必ず片面コピー！

(申請業種)

営業所名	CD	業種名	申請業種 ○を記入	平均完工高要件
高松営業所		土木	○	1円以上
高松営業所		建築	○	1円以上
		大工		—
		左官		—
		とび		—
		石		—
		屋根		—
		電気		1円以上
		管		1円以上
		タイル		—
		鋼構		—
		鉄筋		—
本社		舗装	○	1円以上

平均完工高要件を満たさない業種は申請できません。

行政庁記入欄なので記入しないでください。

「営業所名」の欄は、**県外業者であって主たる営業所以外に申請営業所がある場合に記入してください。**
 県内業者又は県外業者であって主たる営業所のみが申請営業所の場合には記入の必要はありません。

申請する業種の欄に○を記入するとともに、左端の営業所名の欄に、その業種に関し、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う営業所名（本社を含む。）を記入してください。（同一業種について、営業所間の重複は認められませんのでご注意ください。）
 これは、舗装については本社が直接契約を行い、土木一式、建築一式、造園については高松営業所に契約締結権限を委任する場合の申請例です。

香川県広域水道企業団に申請する場合、**9業種（土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、舗装、機械器具設置、電気通信、水道施設）については経営事項審査における平均完成工事高が0円の場合は、その業種の申請を行うことができません。**
 経営事項審査における総合評定値通知書の平均完成工事高で予めご確認ください。
 なお、総合評定値通知書が届いていない場合は、経営事項審査の申請時に提出した別紙1工事種類別完成工事高の欄から平均完成工事高を計算してご確認ください。

高松営業所		造園	○	—
		さく井		—
		建具		—
本社		水道	○	1円以上
		消防		—
		清掃		—
		解体		—

第1号様式

若年技術者がいない場合も、第2号様式を併せて提出してください。

技術評価点数算定基礎申告書①【令和2年度版】(企業団用)

商号・名称 経営事項審査
審査基準日 令和 年 月 日

許可番号 (1 香川県知事 2 国土交通大臣) 第 号
※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

○雇用者数 【必須記入】 人

※ 加点される上限は40人ですが、審査基準日(決算日)において、県内営業所で常勤かつ建設業に携わっている者全員の数を記載してください。なお、代表取締役等の役員を含み、パート等の非常勤職員は含みません。

○機械・運搬具 【必須記入】 残存価格 千円

決算変更届の貸借対照表(様式第15号又は第18号)中、「固定資産」の「機械・運搬具」の額を記載してください。

○ISO規格等の認証取得 【必須記入】

審査基準日(決算日)時点で取得しているものにチェック✓を入れてください。いずれも取得していない場合は、「無し」の欄にチェック✓してください。

○「舗装工事業」の申請

(1) 経営事項審査の「舗装工事業」申請の有無を記載してください。 【必須記入】
該当する方にチェック✓を記入してください。 舗装の申請

(2) 上記(1)で「有り」の場合は、下記の①②を記載してください。

①審査基準日時点で雇用している舗装施工管理技術者の人数を記載してください。

人

・受審済み経審において「技術評価点数算定基礎申告書①【令和2年度版】」で記載している内容と同一内容で提出してください。

・受審済み経審において、審査済印が押印された「技術評価点数算定基礎申告書①【令和2年度版】」(コピー)も併せて提出してください。

モータグレーダ

※質量=機械質量+タンク容量(1ℓ=1kg)+55kg

○障害者雇用の状況

(1) 審査基準日において常勤雇用している障害者の方の人数を記載してください。 【必須記入】
 人

※ 雇用義務が有る場合は、障害者雇用状況報告書⑩欄に記載している人数を記載してください。

※ 雇用義務が無い場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピーを提示してください。
なお、個人事業主、法人役員は含みません。

(2) 障害者を1人以上雇用し、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく報告義務が有る場合は、障害者雇用状況報告書⑧(二)欄に記載している「労働者数」を記載してください。

※ 審査基準日直前の6月1日時点の障害者雇用状況報告書の写しを提出してください

★ 経営事項審査受審時に提出した審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書①(コピー)を提出することにより、記載事項の確認資料の提出又は提示を省略できることとします。

技術評価点数算定基礎申告書②【令和2年度版】（企業団用）

商号・名称 (株) 鈴木組 経営事項審査 令和 0 1 年 1 1 月 3 0 日
 審査基準日 和

許可番号 1 (1 香川県知事 2 国土交通大臣 第 0 0 1 2 3 4 号
 ※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

【記入上の注意】

- ・**経営事項審査基準日**で満35歳未満の者が対象です。
- 該当無しの場合**
 ・項番1の氏名欄に「該当なし」と記載してください。
- 該当有りの場合**
 ・技術職員名簿に記載した者のうち、該当する若年技術者を「若年技術者名簿」に記載するとともに、業種コード毎に集計し、集計表に記載してください。

※なお、経営事項審査の技術職員名簿とは異なり、1業種につき1名までが加点の上限のため、業種ごとに4名を超える若年技術者がいる場合は4名まで記載で構いません。

※技術職員コード(申請資格)は経営事項審査における技術職員名簿の記載と異なる場合があります。その資格を証する書類の写しを提示してください。

1 若年技術職員名簿（基準日時点で満35歳未満のもの）

※対象となる技術職員は経営事項審査と異なり、技術職員コードが040、060、064、111～239、703、704の方のみです。
 ※1枚で記載が出来ない場合は、同様式を使用し2枚目を作成してください。

項番	氏名	生年月日	年齢	業種コード				技術職員コード					
				業種	業種	業種	業種	技術	技術	技術	技術		
1	鈴木 五朗	平成2年1月1日	27	0	1	2	1	4	0	5	2	1	4
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

・受審済み経審において「**技術評価点数算定基礎申告書②【令和2年度版】**」で申告している業種コード及び技術職員コードの変更が可能です。

・対象となる若年技術職員名は変更はできません。

・受審済み経審において、審査済印が押印された「**技術評価点数算定基礎申告書②【令和2年度版】**」(コピー)も併せて提出してください。

・技術職員コードを変更する場合は資格者証(コピー)を提出してください。

・変更がない場合も同一内容で提出してください。

2 若年技術者数集計表

業種名	業種コード	若年技術者数	業種名	業種コード	若年技術者数	業種名	業種コード	若年技術者数
土木	01	1	鋼構	11		熱絶	21	
建築	02		鉄筋	12		電通	22	
大工	03		舗装	13				
左官	04		浚渫	14				
とび	05	1	板金	15				
石	06		ガラス	16				
屋根	07		塗装	17				
電気	08		防水	18				
管	09		内装	19				
タイル	10		機器	20				
						申請業種数計		のべ若年技術者数
						2		2

「のべ」人数ですので、1人で2業種申請した場合は「2」となります。
 (「2 若年技術者職員数集計表」の「申請する若年技術者数」の計になります。)

※複数枚になる場合は、集計表は1枚目のみ合計を記載してください。

技術評価点数項目等調書（県外業者用）（企業団用）

受付番号

商号・名称 (株) 佐藤組

許可番号 2 (1 知事 2 国土交通大臣) 第 1 2 3 4 5

無の場合も必ず2を記入してください。

審査基準日時時点で更新審査を受けており、更新の審査結果がまだ終わっていない場合に、更新審査

経審査基準日 令和 0 2 年 0 4 月 3 0 日

※審査基準日が令和元年9月1日～令和2年8月31日までのものを記入してください。

エコアクション 1 1有2無(有効期間満了日 令和 0 2 年 0 5 月 2 0 日 更新審査日 令和 年 月 日)

21

無の場合も必ず2を記入してください。

1(有)の場合は、0人の場合も0と記入してください。

舗装の申請 1 1有2無 舗装施工管理技術者 1級 3 人 2級 2 人

※県外業者が舗装工事を申請する場合、舗装施工管理技術者（上記経営事項審査基準日に、香川県内の営業所において建設業に従事する有資格者数）

県内在住資格者（上記の経審査基準日時点） 県外業者のみ記入する。

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	1級	2級
土木	3	5
建築		
大工		
左官	<small>県内在住資格者がいない場合は、「該当なし」と記入してください。</small>	
とび		
石		
屋根		
電気		
管		
タイル		
鋼構		
鉄筋		
舗装	11	8
浚渫		

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	1級	2級
板金		
ガラス		
塗装		
防水		
内装		
機器		
熱絶		
電通		
造園		
さく井		
建具		
水道		
消防		
清掃		
解体		

※香川県内の営業所で建設業に従事する県内在住の資格者の人数を記入 1級＝1級土木管理技士、1級建築士等 2級＝登録基幹技能者、2級土木施工管理技士、2級建築士、第1種電気工事士、1級技能士等 詳細は、申請要領の「技術職員コード表（香川県広域水道企業団入札参加資格申請用）」をご確認ください。

受付日付印